

厚生委員会資料  
令和8年2月24日  
健康推進部国保医療年金課

## 第51号議案

品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和8年2月17日実施

品川区国民健康保険事業の運営に関する協議会資料

# 目 次

<b>【審議事項】</b>	頁
1. 品川区国民健康保険条例の一部改正	1～3
審議事項にかかる補足説明	4～7
<b>《参考資料》</b>	
(1) 国民健康保険制度の広域化（都道府県化）の概要	8
(2) 賦課割合の算出について	9
(3) 令和8年度保険料率の算定について	10～11
(4) 賦課限度額について	12
(5) 令和8年度開始 子ども・子育て支援金制度について	13
(6) 令和8年度 収入別・世帯構成別保険料試算 [モデルケースによる試算]	14
(7) 政令指定都市における国民健康保険料の状況 (令和6・7年度)	15
(8) 国民健康保険料の保険料率等の推移	16～18
(9) 品川区国民健康保険 主な数値	19
<b>【報告事項】</b>	
1. 品川区国保財政健全化計画について	20
2. 保養施設「こくほの宿」事業終了について	21

# 品川区国民健康保険条例の一部改正

## 第1 保険料率等の変更

### (1) 基礎賦課額

(単位:円・%)

条文および区分		年度	令和7年度		令和8年度(案)	
第15条の4 第15条の8	保険料率	所得割	7.71/100		<u>7.51/100</u>	
		均等割	47,300		<u>47,600</u>	
	賦課割合	所得割	均等割	所得割	均等割	
		60	40	<u>61</u>	<u>39</u>	
保険料賦課限度額		660,000		<u>670,000</u>		
第19条の2	均等割	7割軽減(1号)	33,110		<u>33,320</u>	
		5割軽減(2号)	23,650		<u>23,800</u>	
		2割軽減(3号)	9,460		<u>9,520</u>	

### (2) 後期高齢者支援金等賦課額

(単位:円・%)

条文および区分		年度	令和7年度		令和8年度(案)	
第15条の12 第15条の16	保険料率	所得割	2.69/100		<u>2.80/100</u>	
		均等割	16,800		<u>17,600</u>	
	賦課割合	所得割	均等割	所得割	均等割	
		60	40	<u>61</u>	<u>39</u>	
保険料賦課限度額		260,000		260,000		
第19条の2	均等割	7割軽減(1号)	11,760		<u>12,320</u>	
		5割軽減(2号)	8,400		<u>8,800</u>	
		2割軽減(3号)	3,360		<u>3,520</u>	

### (3) 介護納付金賦課額

(単位:円・%)

条文および区分		年度	令和7年度		令和8年度(案)	
第16条の4 第16条の5	保険料率	所得割	2.25/100		<u>2.43/100</u>	
		均等割	16,600		<u>17,800</u>	
	賦課割合	所得割	均等割	所得割	均等割	
		59	41	<u>60</u>	<u>40</u>	
保険料賦課限度額		170,000		170,000		
第19条の2	均等割	7割軽減(1号)	11,620		<u>12,460</u>	
		5割軽減(2号)	8,300		<u>8,900</u>	
		2割軽減(3号)	3,320		<u>3,560</u>	

## (4) 子ども・子育て支援納付金賦課額

(単位:円・%)

条文および区分		年度		令和7年度		令和8年度(案)	
		所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
第16条の9 第16条の10	保険料率	所得割				0.27/100	
		均等割				1,800	
	賦課割合		所得割	均等割	所得割	均等割	※1 73
	保険料賦課限度額				60	40	
第19条の2	均等割	7割軽減(1号)				1,260	
		5割軽減(2号)				52	
		2割軽減(3号)				900	
						37	
						360	
						15	

※1 子ども・子育て支援納付金均等割額のうち、18歳以上の被保険者に加算される額

## 第2 子ども・子育て支援納付金の新設に係る変更

- (1) 条例 第16条の6(子ども・子育て支援納付金賦課総額)、  
 第16条の7(子ども・子育て支援納付金賦課額)、  
 第16条の8(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)、  
 第19条の6(18歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者均等割額の減額)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)の施行等に伴う変更により、子ども・子育て支援納付金に係る各条文を新設します。

- (2) 条例 第14条の2(保険料の賦課額)、  
 第14条の3(基礎賦課総額)、  
 第19条(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)、  
 第19条の3(特例対象被保険者等の特例)、  
 第19条の5(出産被保険者の保険料の減額)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)の施行等に伴う変更により、各条文に子ども・子育て支援納付金に関する記述を追加するとともに、条文の内容を明確にするための文言整理を行います。

## 第3 その他の変更

- (1) 条例 第15条(基礎賦課額の所得割額の算定)、  
 第16条の3(介護納付金賦課額の所得割額の算定)

条文の内容を明確にするための文言整理を行います。

(2) 条例 第19条の2(低所得者の保険料の減額)

令和8年度税制改正の大綱において、国民健康保険税の軽減措置の対象となる所得基準について見直しが行われたことに伴い、国民健康保険法施行令が改正されたため、条例においても同様の改正を行います。また、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)の施行等に伴う変更により、子ども・子育て支援納付金に関する記述を追加します。

【現行】軽減判定所得基準額

7割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与または年金所得者数-1) ※2
5割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与または年金所得者数-1) +30.5万円×(被保険者数)
2割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与または年金所得者数-1) +56万円×(被保険者数)

【改正後】軽減判定所得基準額



7割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与または年金所得者数-1)
5割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与または年金所得者数-1) +31万円×(被保険者数)
2割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与または年金所得者数-1) +57万円×(被保険者数)

※2 給与収入は、55万円を超える方が対象。  
年金収入は、65歳未満は60万円、65歳以上は110万円をそれぞれ超える方が対象。

(3) 条例 第19条の4(未就学児の被保険者均等割額の減額)

基礎賦課額および後期高齢者支援金等賦課額の均等割額の変更、および子ども・子育て支援納付金賦課額の新設により、納付義務者の属する世帯に未就学児がいる場合における当該未就学児に係る均等割額を、区分に応じてそれぞれ定める額を軽減して得た額となるよう変更します。

			令和7年度(現行)	令和8年度(改正後)
基礎賦課額	均等割	7割軽減	7,095	7,140
		5割軽減	11,825	11,900
		2割軽減	18,920	19,040
		軽減なし	23,650	23,800
後期高齢者支援金等賦課額	均等割	7割軽減	2,520	2,640
		5割軽減	4,200	4,400
		2割軽減	6,720	7,040
		軽減なし	8,400	8,800
子ども・子育て支援納付金賦課額	均等割	7割軽減		270
		5割軽減		450
		2割軽減		720
		軽減なし		900

第4 施行期日

令和8年4月1日

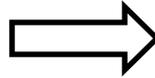
## 審議事項にかかる補足説明

### ①保険料率(所得割率、均等割額)の変更について

特別区長会において令和8年度の特別区賦課総額見込から統一保険料率を算出・決定しました。特別区統一保険料率に合わせることで、品川区の各保険料率(所得割率・均等割額)が変更になります。

#### 基礎分(医療分)

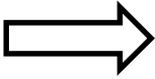
	令和7年度
所得割率	7.71%
均等割額	47,300円



	令和8年度	対前年増減
所得割率	7.51%	-0.20%
均等割額	47,600円	300円

#### 後期高齢者支援金等分

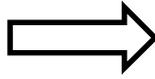
	令和7年度
所得割率	2.69%
均等割額	16,800円



	令和8年度	対前年増減
所得割率	2.80%	0.11%
均等割額	17,600円	800円

#### 介護納付金分

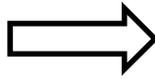
	令和7年度
所得割率	2.25%
均等割額	16,600円



	令和8年度	対前年増減
所得割率	2.43%	0.18%
均等割額	17,800円	1,200円

#### 新設 子ども・子育て支援納付金分

	令和7年度
所得割率	/
均等割額	



	令和8年度	対前年増減
所得割率	0.27%	-
均等割額	1,800円	-
	73円	-

特別区では、同一世帯構成・同一所得であれば同一の保険料額となる仕組みである、統一保険料方式を実施してきました。

統一保険料を原則としつつ、この水準を参考に各区独自に定めることも可能ですが、品川区の保険料率も特別区統一保険料率と同じとなっています。

⇒各保険料率の算定については、P. 10～11を参照。

## 《参考:保険料の「所得割」と「均等割」について》

- ・保険料は所得に応じてかかる「所得割額」と、加入者数に応じてかかる「均等割額」の合算額で、世帯を単位に計算されます。
- ・子ども・子育て支援金納付金分保険料はすべての加入者に賦課されますが、18歳未満(18歳に達する日以降の最初の3月31日以前まで)の子どもにかかる均等割額は10割軽減されます。
- ・介護納付金分保険料は、40歳～64歳(第2号被保険者)の加入者について賦課されます。

$$\text{基礎分保険料} = \left( \text{前年の所得} \times \frac{7.51\%}{\text{(所得割率)}} \right) + \left( \text{世帯内の国保加入者数} \times \frac{47,600\text{円}}{\text{(均等割額)}} \right)$$

$$\text{後期高齢者支援分保険料} = \left( \text{前年の所得} \times \frac{2.80\%}{\text{(所得割率)}} \right) + \left( \text{世帯内の国保加入者数} \times \frac{17,600\text{円}}{\text{(均等割額)}} \right)$$

$$\text{子ども・子育て支援納付金分保険料} = \left( \text{前年の所得} \times \frac{0.27\%}{\text{(所得割率)}} \right) + \left( \text{世帯内の国保加入者数} \times \frac{1,800\text{円}}{\text{(均等割額)}} \right)$$

$$+ \left( \text{世帯内の18歳以上の国保加入者数} \times \frac{73\text{円}}{\text{(均等割額)}} \right)$$

18歳未満の子どもに係る均等割額は、賦課した後に、低所得者軽減、未就学児軽減、18歳未満の子ども軽減等の処理が行われ、最終的に0円となります。

### ●40歳～64歳(第2号被保険者)の加入者

$$\text{介護納付金分保険料} = \left( \text{前年の所得} \times \frac{2.43\%}{\text{(所得割率)}} \right) + \left( \text{世帯内の第2号被保険者加入者数} \times \frac{17,800\text{円}}{\text{(均等割額)}} \right)$$

## ②賦課限度額の変更について

令和8年度税制改正の大綱において、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられたことに伴い、国民健康保険法施行令が改正されたため、条例においても同様の改正を行います。

### 基礎分(医療分)

	令和7年度	⇒	令和8年度
賦課限度額	660,000円		670,000円

## ③低所得者の均等割軽減について

基礎分(医療分)、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の均等割額が変更されたこと、および子ども・子育て支援納付金分保険料の新設に伴い、7割・5割・2割軽減後の均等割額が変更・追加となります。

### 基礎分(医療分)

	令和7年度	⇒	令和8年度
均等割額	47,300円		47,600円
7割軽減後の均等割額	14,190円		14,280円
5割軽減後の均等割額	23,650円		23,800円
2割軽減後の均等割額	37,840円		38,080円

### 後期高齢者支援金等分

	令和7年度	⇒	令和8年度
均等割額	16,800円		17,600円
7割軽減後の均等割額	5,040円		5,280円
5割軽減後の均等割額	8,400円		8,800円
2割軽減後の均等割額	13,440円		14,080円

### 介護納付金分

	令和7年度	⇒	令和8年度
均等割額	16,600円		17,800円
7割軽減後の均等割額	4,980円		5,340円
5割軽減後の均等割額	8,300円		8,900円
2割軽減後の均等割額	13,280円		14,240円

### 子ども・子育て支援納付金分

	令和7年度	⇒	令和8年度
均等割額	/		1,800円
7割軽減後の均等割額			73円
5割軽減後の均等割額			540円
			22円
2割軽減後の均等割額			900円
			37円
			1,440円
			58円

#### ④未就学児の均等割軽減について

世帯に未就学児(6歳に達する日以後最初の3/31以前である被保険者)がある場合において、当該未就学児に対する均等割額(基礎分、後期支援分、子ども・子育て支援分)を軽減します。  
 低所得者に対する保険料軽減がある場合は、軽減後の均等割額に10分の5を乗じて得た額とします。

##### 基礎分(医療分)＋後期高齢者支援金等分

	令和7年度		令和8年度	
	未就学児軽減前	未就学児軽減後	未就学児軽減前	未就学児軽減後
均等割額	64,100円	32,050円	65,200円	<b>32,600円</b>
7割軽減後の均等割額	19,230円	9,615円	19,560円	<b>9,780円</b>
5割軽減後の均等割額	32,050円	16,025円	32,600円	<b>16,300円</b>
2割軽減後の均等割額	51,280円	25,640円	52,160円	<b>26,080円</b>

##### 子ども・子育て支援納付金分(未就学児)

	令和7年度		令和8年度	
	未就学児軽減前	未就学児軽減後	未就学児軽減前	未就学児軽減後
均等割額			1,800円	<b>900円</b>
7割軽減後の均等割額			540円	<b>270円</b>
5割軽減後の均等割額			900円	<b>450円</b>
2割軽減後の均等割額			1,440円	<b>720円</b>

#### ⑤18歳未満の子ども・子育て支援納付金の均等割軽減について

世帯に18歳未満(18歳に達する日以降の最初の3月31日以前まで)の被保険者がいる場合、当該被保険者に対する子ども・子育て支援納付金分の均等割額を10割軽減します。

##### 子ども・子育て支援納付金分(未就学児)

	令和7年度		令和8年度	
	子ども軽減前	子ども軽減後	子ども軽減前	子ども軽減後
均等割額			900円	<b>0円</b>
7割軽減後の均等割額			270円	<b>0円</b>
5割軽減後の均等割額			450円	<b>0円</b>
2割軽減後の均等割額			720円	<b>0円</b>

##### 子ども・子育て支援納付金分(就学児から18歳未満の被保険者)

	令和7年度		令和8年度	
	子ども軽減前	子ども軽減後	子ども軽減前	子ども軽減後
均等割額			1,800円	<b>0円</b>
7割軽減後の均等割額			540円	<b>0円</b>
5割軽減後の均等割額			900円	<b>0円</b>
2割軽減後の均等割額			1,440円	<b>0円</b>

# 参考資料(1) 国民健康保険制度の広域化(都道府県化)の概要

## ①制度改正後の都・区の役割分担について

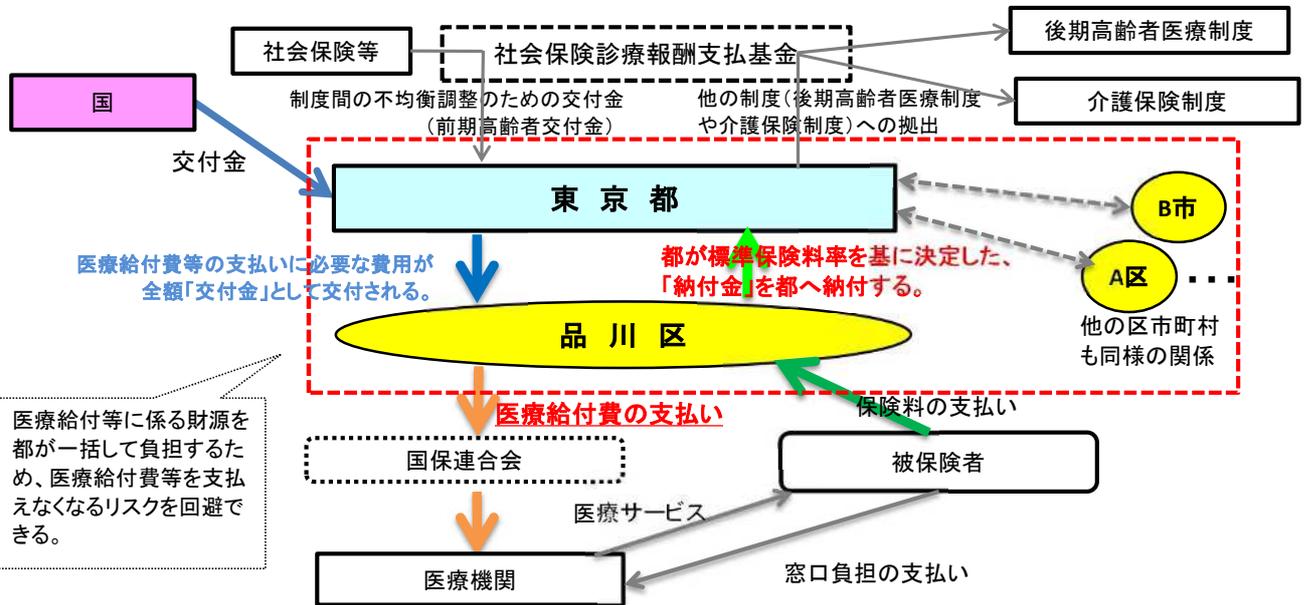
### 都の役割

- ①財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化させる。
- ②国保の運営方針を定め、区市町村の事務の効率化・広域化等を推進。
- ③医療給付費に必要な費用は全額、都が区へ交付。
- ④都内区市町村へそれぞれ納めるべき納付金や標準的な保険料率を提示。

### 区の役割

- ①都へ納付金(標準保険料率に基づく保険料徴収相当額)を納付する。
- ②都が提示した保険料率を参考に区の保険料率を決定する。※  
(※ただし、特別区は現在統一保険料方式をとっている。)
- ③保険の加入・脱退・徴収など区民に身近な存在としてきめ細かい事業を担当。

### 【広域化】都が財政の責任主体となり、区市町村とともに国保運営を担う。



## ②特別区における調整について

1. 将来的な方向性(都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消または縮減)に沿って、段階的に移行すべく23区統一で対応します。【統一保険料方式】

2. 平成30年度から特別区独自の保険料負担軽減策として、本来の納付金総額に激変緩和措置割合(以下、「割合」という。)94%を乗じて、保険料賦課総額を引き下げ負担軽減を図りました。そして激変緩和措置期間を6年とし、年間で1%ずつ引き上げて解消することとしました。

しかし、令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う医療費の増加を保険料に転化することを防ぐため、特別区独自で様々な負担抑制策を実施し、保険料の急増を抑止してきました。この間の経過を受け、令和5年度中に特別区長会で検討を行い、当初計画の2年延長および令和8年度で納付金の100%を賦課総額とすることとし、令和6年度の割合は98.0%に設定しました。そのうえで、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられる医療費増等に対応するため、特に影響が大きい基礎分に対して追加の負担抑制を図ることとし、基礎分を93.5%としました。令和7年度は、令和4年～6年度に実施していた基礎分への追加の負担抑制は行わず、基礎分・後期支援金分・介護分とも割合を99%としました。

そして、令和8年度をもって、この間継続していた特別区独自の激変緩和措置を終了し、割合を100%にすることとなりました。

## 参考資料(2) 賦課割合の算出について

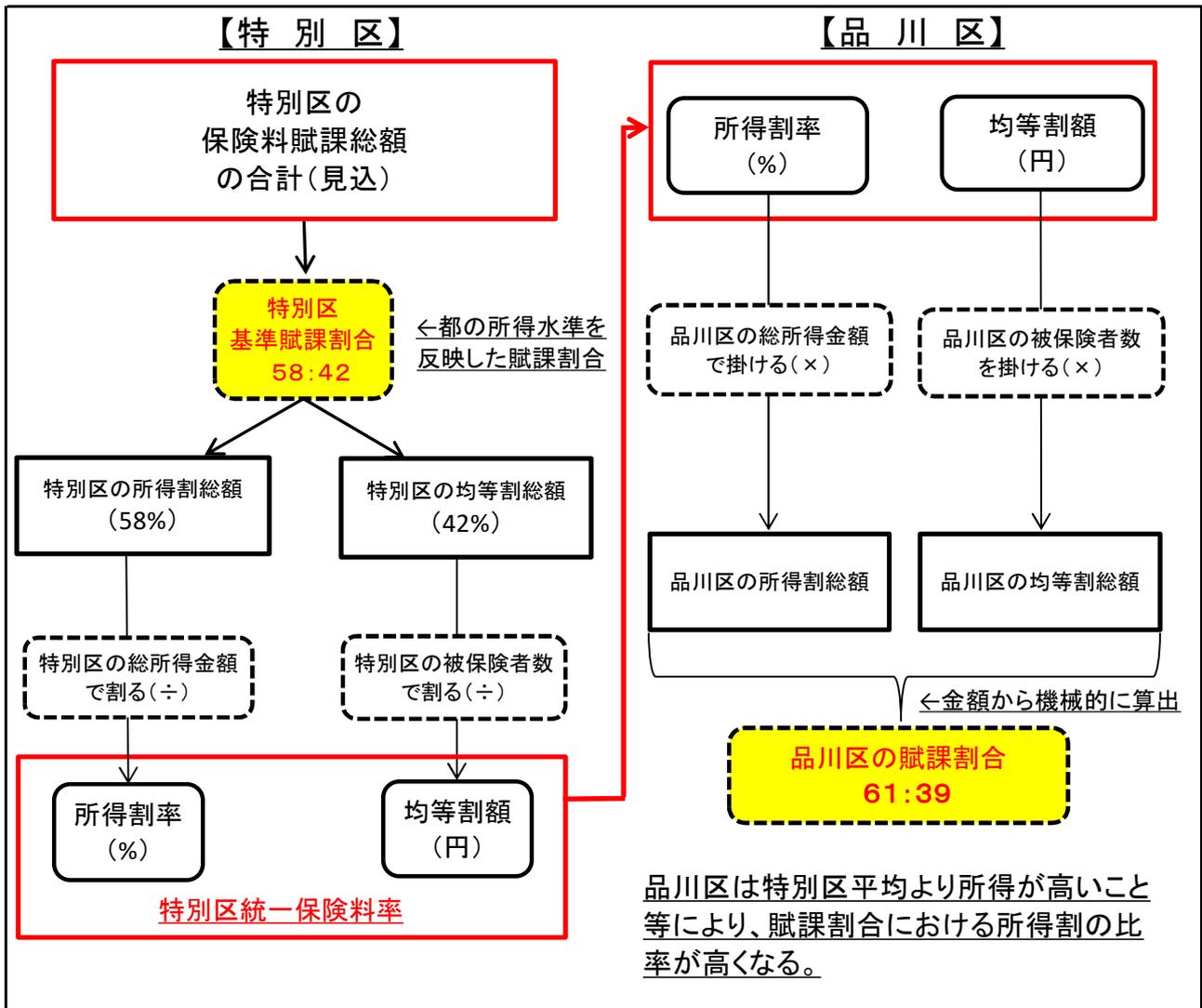
保険料賦課総額における所得割と均等割の比率である「賦課割合」は、以下のとおりです。

基礎分・後期高齢者支援分		令和7年度		令和8年度	
品川区 賦課割合	所得割	均等割	60	40	61
					39
特別区 基準賦課割合	58	42	58	42	

特別区では、賦課割合(所得割:均等割)について納付金算定の考え方に沿って、所得係数(所得水準の高い自治体ほど所得割比率が高くなる)により算定した割合とし、基礎分・支援分および介護分の賦課割合を58:42とすることが区長会の調整により定められています。

特別区共通の基準賦課割合から統一保険料率を算出しますが、品川区は決定した統一保険料率から賦課割合を算出することとなります。これにより、品川区の基礎分と後期高齢者支援分の賦課割合は61:39(介護分の賦課割合は60:40)となりました。

### 《品川区の賦課割合決定までの流れ》

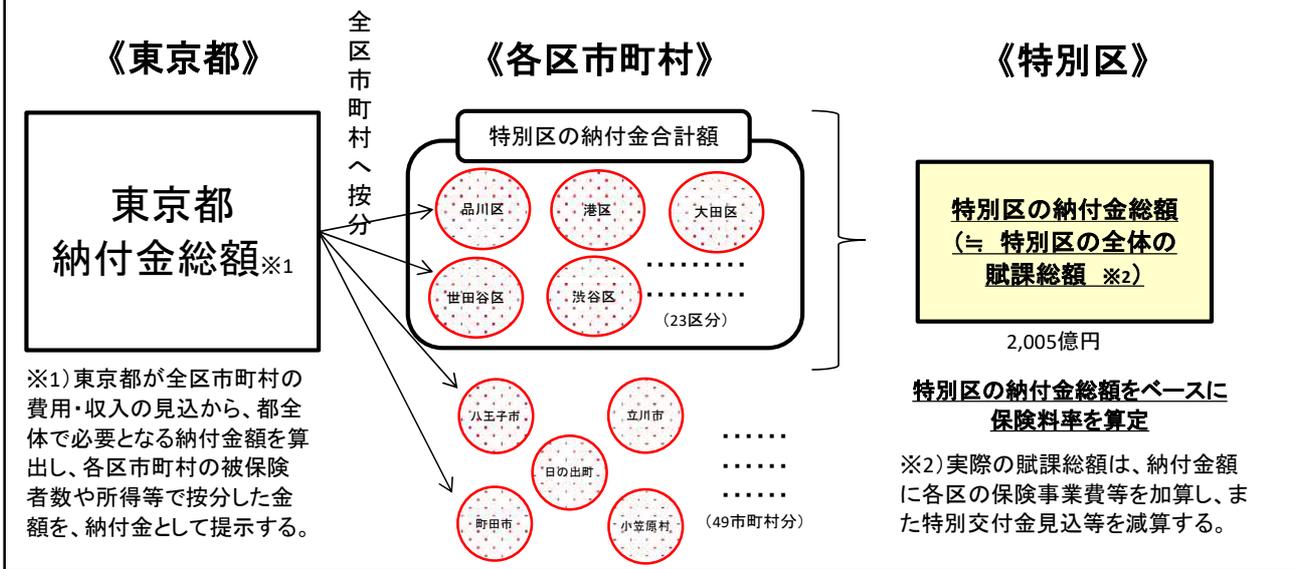


# 参考資料(3) 令和8年度保険料率の算定について

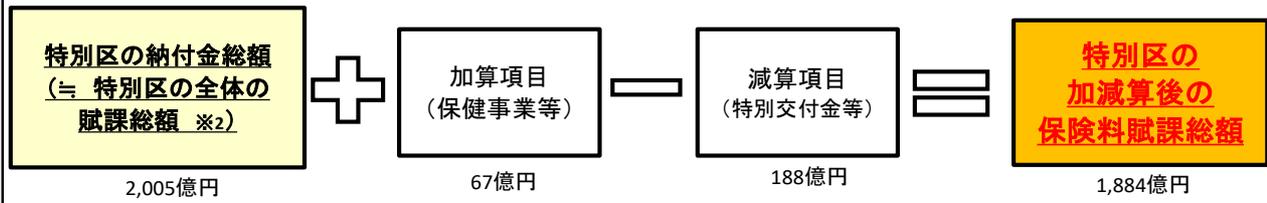
令和8年度の保険料率も、特別区長会において決定した統一保険料方式を継承することとなったため、品川区も特別区統一保険料方式に則り、保険料率を決定いたします。

## 【特別区統一保険料方式における算定方法】 [金額は基礎分で例示]

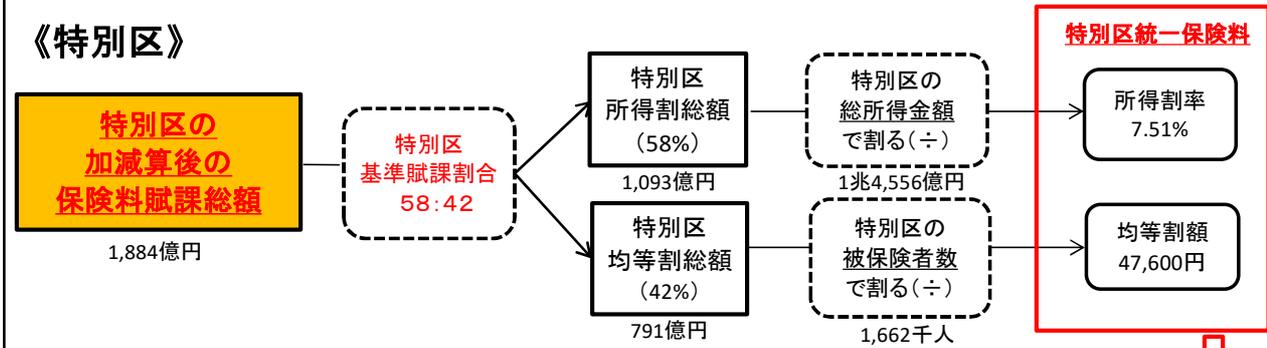
①東京都が算出した各区の納付金額を合算して、特別区の納付金総額をベースに保険料額を算定します。



②保健事業や任意給付等は、各区市町村ごとに差があるため、納付金に含まれていません。このため、保健事業費を加算したり、特別交付金など推計可能な公費支援を減算したりするなど、調整をします。



③公費支援等の加減算調整後の賦課総額から、特別区の基準賦課割合を用いて、保険料率を算定します。



- ⇒ 各区は、この保険料率と同じ保険料率を設定する。
- ⇒ 各区は提示された納付金を基準に、保険料として集めるべき金額である賦課総額を決定する。

## 《令和8年度 保険料率の算定上の基礎数値について》

### ◆基礎分(医療分) ⇒賦課割合「58:42」

納付金総額	加算減算調整額	賦課総額100%	所得割総額	算定用所得総額	所得割率
2,005億円	-121億円	1,884億円	所得割総額	14,556億円	<b>7.51%</b>
			均等割総額	算定用被保険者数	均等割額
			791億円	1,662千人	<b>47,600円</b>

### ◆後期高齢者支援分 ⇒賦課割合「58:42」

納付金総額	加算減算調整額	賦課総額100%	所得割総額	算定用所得総額	所得割率
746億円	-46億円	700億円	所得割総額	14,549億円	<b>2.80%</b>
			均等割総額	算定用被保険者数	均等割額
			294億円	1,662千人	<b>17,600円</b>

### ◆介護納付金分 ⇒賦課割合「58:42」

納付金総額	加算減算調整額	賦課総額100%	所得割総額	算定用所得総額	所得割率
274億円	-14億円	260億円	所得割総額	6,199億円	<b>2.43%</b>
			均等割総額	算定用被保険者数	均等割額
			109億円	609千人	<b>17,800円</b>

### ◆子ども・子育て支援納付金分 ⇒賦課割合「57:43」

納付金総額	加算減算調整額	賦課総額100%	所得割総額	算定用所得総額	所得割率
70億円	0億円	70億円	所得割総額	151億円	<b>0.27%</b>
			均等割総額	算定用被保険者数	均等割額①
			30億円	1,662千人	<b>1,800円</b>
			(18歳以上均等割総額)	(18歳以上被保険者数)	均等割額②
			1.13億円	1,553千人	<b>73円</b>

## 参考資料(4) 賦課限度額について

### ◇ 賦課限度額の概要

○社会保険方式を採用する医療保険制度では、保険料負担は、負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度および事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険料負担に一定の限度を設けることとしています。

○高齢化の進展等により医療給付費等が増加する一方で、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、保険料負担の上限を引き上げずに、保険料率の引上げにより必要な保険料収入を確保することとすれば、高所得層の負担は変わらない中で、中間所得層の負担が重くなってしまいます。

○国保保険料の賦課限度額については、これまで被用者保険とのバランスを考慮し、賦課限度額超過世帯割合が0.5%～1.5%の間になるよう設定されています。

### ◇ 令和8年度の改正について

○令和8年度においては、限度額(合計額)の超過世帯割合が引き上げ前において1.45%となる見込みです。このため、令和7年度と同程度の割合の世帯が令和8年度においても賦課限度額到達世帯に該当するよう、基礎分の限度額を「1万円」引き上げることとなりました。

#### ● 賦課限度額の引き上げ

	基礎分	後期分	介護分	子ども分	合計
R7年度	66万円	26万円	17万円	-	109万円
R8年度 (上げ幅)	67万円 (+1万円)	26万円 (増減なし)	17万円 (増減なし)	3万円 (+3万円)	113万円 (+4万円)

#### ● 限度額該当世帯の割合 (※1)

	基礎分	後期分	介護分	合計
R7年度	1.65%	1.26%	0.98%	1.37%
R8年度	1.71%	1.35%	0.97%	1.43%
R8年度 (引き上げ無)	1.75%	1.35%	0.97%	1.45%

#### ● 賦課限度額引き上げに伴う保険料への影響について (※1)

	※2 R7年度	R8年度		影響(効果)	
		(据え置き)	(改定)	(据え置き)	(改定)
年収400万円 ※3	319,000円	339,000円	338,000円	20,000円	19,000円
限度額 該当世帯	1,090,000円	1,090,000円	1,100,000円	±0円	10,000円

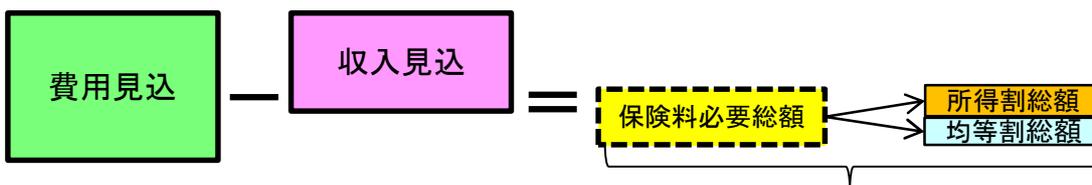
※1 厚労省資料「令和8年度の国保保険料(税)に係る国の試算による賦課(課税)限度額の在り方(案)」より

※2 基礎分+後期分+介護分の保険料合計額。子ども・子育て支援納付金分を除く。

※3 給与収入または年金収入を有する単身世帯で試算

### ◇ 賦課限度額の引き上げと保険料負担について

賦課限度額の引き上げは、高所得者層の負担が増となる一方で、中・低所得者の保険料負担の伸び率を抑えることができます。



保険料総額(所得割総額+均等割総額)は費用見込と収入見込の差引で決定します。

⇒**賦課限度額は保険料必要総額には影響しません。**

# 参考資料(5) 令和8年度開始 子ども・子育て支援金制度について

## 1. 制度創設の背景

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。この理念に則り、医療保険制度を通じて「子ども・子育て支援金」を拠出し、児童手当など法律で定めた子ども・子育て世帯向けの給付などに充てる新制度が創設されました。

令和8年度から段階的に開始され、少子化対策のための特定財源に充当されます。

## 2. 制度の概要

- ・全国すべての医療保険者が、子ども・子育て支援金を拠出します。
- ・拠出金は各医療保険の保険料に上乗せして賦課されます。
- ・品川区では従来どおり 所得割+均等割 の2方式で算定します。
- ・低所得者軽減(7割・5割・2割)、未就学児軽減、産前産後減額は継続適用されます。
- ・子どもに係る支援金の均等割額は、10割軽減されます。

## 3. 保険料率算定の基本的な考え方

国が示す係数のもとで、都が各区市町村の納付金額を算出し、区は特別区の統一保険料方式に則り、納付金額を基に算出された賦課総額から、保険料率を設定します。

なお、18歳未満(18歳に達する日以降の最初の3月31日以前まで)の被保険者の均等割額は、10割軽減されます。

### <国民健康保険料の構成イメージ図>



令和8年度から新設。

18歳未満の被保険者にかかる子ども・子育て支援納付金分の均等割額は、全額免除(10割軽減)となります。免除に要する費用は、同じ保険者内の18歳以上の加入者が負担する「18歳以上均等割」などによって賄われます。品川区の場合、18歳以上の被保険者には一人当たり73円が均等割額に加算されます。

参考資料(6) 令和8年度 収入別・世帯構成別保険料試算〔モデルケースによる試算〕

品川区

※年金収入153万円及び給与収入108万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

保険料率等 (旧ただし書方式)	7年度基準保険料		8年度基準保険料(最終案)賦課割合				
	60:40	60:40	61:39	61:39	小計	60:40	60:40
	医療+支援分	介護分	医療分	支援金分		介護分	子ども分
所得割率	10.40%	2.25%	7.51%	2.80%	10.31%	2.43%	0.27%
均等割額	64,100	16,600	47,600	17,600	65,200	17,800	1,800
均等割額(18歳以上)	-	-	-	-	-	-	73
1人当たり保険料額	156,673	39,565	113,337	42,110	155,447	42,609	4,227
賦課限度額	920,000	170,000	670,000	260,000	930,000	170,000	30,000

①年金受給者(65歳以上)1人世帯〔世帯主(65歳)のみ〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
8年度	7年度基準保険料[a](医療+支援)	19,230	19,230	100,160	216,980	302,779	390,139	478,539	566,939	658,459	757,259
	保険料[b](医療+支援)	19,560	19,560	100,617	216,757	301,814	388,418	476,053	563,688	654,416	752,361
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	330	330	457	-223	-965	-1,721	-2,486	-3,251	-4,043	-4,898
	対前年度比[b]/[a]	1.017	1.017	1.005	0.999	0.997	0.996	0.995	0.994	0.994	0.994
8年度	7年度保険料[c](医療+支援)	19,230	19,230	100,160	216,980	302,779	390,139	478,539	566,939	658,459	757,259
	保険料[d](医療+支援+子ども)	20,100	20,100	103,326	222,526	309,810	398,682	488,612	578,542	671,646	772,156
	前年度保険料との比較 [d]-[c]	870	870	3,166	5,546	7,031	8,543	10,073	11,603	13,187	14,897
	対前年度比[d]/[c]	1.045	1.045	1.032	1.026	1.023	1.022	1.021	1.020	1.020	1.020

均等割軽減対象 7割軽減 7割軽減 2割軽減

②年金受給者(65歳以上)2人世帯〔世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
8年度	7年度基準保険料[a](医療+支援)	38,460	38,460	112,980	281,080	366,879	454,239	542,639	631,039	722,559	821,359
	保険料[b](医療+支援)	39,120	39,120	113,657	281,957	367,014	453,618	541,253	628,888	719,616	817,561
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	660	660	677	877	135	-621	-1,386	-2,151	-2,943	-3,798
	対前年度比[b]/[a]	1.017	1.017	1.006	1.003	1.000	0.999	0.997	0.997	0.996	0.995
8年度	7年度保険料[c](医療+支援)	38,460	38,460	112,980	281,080	366,879	454,239	542,639	631,039	722,559	821,359
	保険料[d](医療+支援+子ども)	40,200	40,200	116,726	289,526	376,810	465,682	555,612	645,542	738,646	839,156
	前年度保険料との比較 [d]-[c]	1,740	1,740	3,746	8,446	9,931	11,443	12,973	14,503	16,087	17,797
	対前年度比[d]/[c]	1.045	1.045	1.033	1.030	1.027	1.025	1.024	1.024	1.023	1.022

均等割軽減対象 7割軽減 7割軽減 5割軽減

③給与と所得者(65歳未満)1人世帯〔世帯主(40歳)のみ〕

年 収		※108万	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
8年度	7年度基準保険料[a](医療+支援)	-	156,660	229,460	306,420	389,620	472,820	560,180	653,780	752,580	-
	保険料[b](医療+支援)	19,560	156,959	229,129	305,423	387,903	470,383	556,987	649,777	747,722	850,822
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	-	299	-331	-997	-1,717	-2,437	-3,193	-4,003	-4,858	-
	対前年度比[b]/[a]	-	1.002	0.999	0.997	0.996	0.995	0.994	0.994	0.994	-
8年度	7年度保険料[c](医療+支援+介護)	-	193,285	281,835	375,445	476,645	577,845	684,105	797,955	918,130	-
	保険料[d](医療+支援+介護+子ども)	25,440	200,589	291,659	387,933	492,013	596,093	705,377	822,467	937,396	1,043,196
	前年度保険料との比較 [d]-[c]	-	7,304	9,824	12,488	15,368	18,248	21,272	24,512	19,266	-
	対前年度比[d]/[c]	-	1.038	1.035	1.033	1.032	1.032	1.031	1.031	1.021	-

均等割軽減対象 7割軽減

④給与と所得者(65歳未満)2人世帯〔世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)〕

年 収		※108万	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
8年度	7年度基準保険料[a](医療+支援)	-	195,120	293,560	370,520	453,720	536,920	624,280	717,880	816,680	-
	保険料[b](医療+支援)	39,120	196,079	294,329	370,623	453,103	535,583	622,187	714,977	812,922	916,022
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	-	959	769	103	-617	-1,337	-2,093	-2,903	-3,758	-
	対前年度比[b]/[a]	-	1.005	1.003	1.000	0.999	0.998	0.997	0.996	0.995	-
8年度	7年度保険料[c](医療+支援+介護)	-	241,705	362,535	456,145	557,345	658,545	764,805	878,655	986,680	-
	保険料[d](医療+支援+介護+子ども)	50,880	251,469	376,459	472,733	576,813	680,893	790,177	903,886	1,004,396	1,110,196
	前年度保険料との比較 [d]-[c]	-	9,764	13,924	16,588	19,468	22,348	25,372	25,231	17,716	-
	対前年度比[d]/[c]	-	1.040	1.038	1.036	1.035	1.034	1.033	1.029	1.018	-

均等割軽減対象 7割軽減 2割軽減

⑤給与と所得者(65歳未満)3人世帯〔世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)+子(5歳・収入なし)〕

年 収		※108万	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
8年度	7年度基準保険料[a](医療+支援)	-	172,685	293,560	402,570	485,770	568,970	656,330	749,930	843,530	-
	保険料[b](医療+支援)	48,900	173,259	294,329	403,223	485,703	568,183	654,787	747,577	840,367	923,160
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	-	574	769	653	-67	-787	-1,543	-2,353	-3,163	-
	対前年度比[b]/[a]	-	1.003	1.003	1.002	1.000	0.999	0.998	0.997	0.996	-
8年度	7年度保険料[c](医療+支援+介護)	-	209,310	355,895	488,195	589,395	690,595	796,855	910,705	1,013,530	-
	保険料[d](医療+支援+介護+子ども)	60,660	216,889	368,619	505,333	609,413	713,493	822,777	936,486	1,031,706	1,116,929
	前年度保険料との比較 [d]-[c]	-	7,579	12,724	17,138	20,018	22,898	25,922	25,781	18,176	-
	対前年度比[d]/[c]	-	1.036	1.036	1.035	1.034	1.033	1.033	1.028	1.018	-

均等割軽減対象 7割軽減 5割軽減 2割軽減

⑥給与と所得者(65歳未満)4人世帯〔世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)+子(5歳・収入なし)+子(1歳・収入なし)〕

年 収		※108万	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
8年度	7年度基準保険料[a](医療+支援)	-	188,710	319,200	434,620	517,820	601,020	688,380	781,980	875,580	-
	保険料[b](医療+支援)	58,680	189,559	320,409	435,823	518,303	600,783	687,387	780,177	872,967	930,000
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	-	849	1,209	1,203	483	-237	-993	-1,803	-2,613	-
	対前年度比[b]/[a]	-	1.004	1.004	1.003	1.001	1.000	0.999	0.998	0.997	-
8年度	7年度保険料[c](医療+支援+介護)	-	225,335	381,535	520,245	621,445	722,645	828,905	942,755	1,045,580	-
	保険料[d](医療+支援+介護+子ども)	70,440	233,189	394,699	537,933	642,013	746,093	855,377	969,086	1,064,306	1,123,769
	前年度保険料との比較 [d]-[c]	-	7,854	13,164	17,688	20,568	23,448	26,472	26,331	18,726	-
	対前年度比[d]/[c]	-	1.035	1.035	1.034	1.033	1.032	1.032	1.028	1.018	-

均等割軽減対象 7割軽減 5割軽減 2割軽減

## 参考資料(7) 政令指定都市における国民健康保険料の状況 (令和6・7年度)

	令和7年度		令和6年度	
	所得割率	均等割(平等割を含む 1人世帯の場合)	所得割率	均等割(平等割を含む 1人世帯の場合)
特別区	10.4% (15/21番目)	64,100円 (14/21番目)	11.49% (8/21番目)	65,600円 (11/21番目)
札幌市	12.13%	69,690円	12.59%	69,480円
仙台市	11.43%	73,360円	11.97%	72,510円
さいたま市	9.73%	51,800円	9.61%	47,200円
千葉市	9.99%	66,600円	9.85%	63,960円
横浜市	11.15%	53,170円	11.48%	52,510円
川崎市	10.56%	55,913円	10.84%	57,987円
相模原市	9.10%	62,000円	9.10%	62,000円
新潟市	10.70%	56,100円	10.70%	56,100円
静岡市	8.65%	64,200円	8.65%	64,200円
浜松市	9.55%	66,000円	9.55%	66,000円
名古屋市	11.37%	65,443円	11.89%	65,123円
京都市	10.94%	63,950円	10.47%	57,530円
大阪市	12.32%	89,793円	12.68%	92,101円
堺市	12.32%	89,793円	12.68%	92,101円
神戸市	10.76%	78,410円	11.60%	78,280円
岡山市	11.10%	66,480円	11.10%	66,480円
広島市	11.08%	80,422円	10.65%	76,420円
北九州市	11.71%	71,360円	11.71%	71,380円
福岡市	9.24%	58,934円	9.66%	59,012円
熊本市	10.96%	79,800円	10.96%	79,800円

## 参考資料(8) 国民健康保険料の保険料率等の推移

### 【基礎分 & 後期高齢者支援金等分】

		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度(案)		
特別区賦課割合 (所得割：均等割)		58:42		58:42		58:42		58:42		58:42		
基礎分	後期分	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	
品川区賦課割合 (所得割：均等割)		61:39		60:40		60:40		60:40		61:39		
基礎分	後期分	61:39	60:40	60:40	60:40	60:40	60:40	60:40	60:40	61:39	61:39	
（品川区統一基準と同じ）	所得割率	9.44%		9.59%		11.49%		10.40%		10.31%		
	基礎分	後期分	7.16%	2.28%	7.17%	2.42%	8.69%	2.80%	7.71%	2.69%	7.51%	2.80%
	均等割額		55,300円		60,100円		65,600円		64,100円		65,200円	
	基礎分	後期分	42,100円	13,200円	45,000円	15,100円	49,100円	16,500円	47,300円	16,800円	47,600円	17,600円
	賦課限度額		850,000円		870,000円		890,000円		920,000円		930,000円	
	基礎分	後期分	650,000円	200,000円	650,000円	220,000円	650,000円	240,000円	660,000円	260,000円	670,000円	260,000円
特別区 1人当たり保険料 (減額措置による減額前の値)		131,813円		143,363円		156,520円		152,673円		155,447円		
基礎分	後期分	100,322円	31,491円	107,348円	36,015円	117,124円	39,396円	112,646円	40,027円	113,337円	42,110円	
特別区 1人当たり保険料 前年度との差	金額	6,824円		11,550円		13,157円		-3,847円		2,774円		
	率	+5.46%		+8.76%		+9.18%		-2.46%		+1.82%		
※1 品川区 1人当たり保険料 (減額措置による減額前の値)		139,014円		150,909円		164,813円		160,270円		166,196円		
基礎分	後期分	105,702円	33,312円	112,877円	38,032円	123,508円	41,305円	118,040円	42,230円	120,949円	45,247円	
品川区 1人当たり保険料 前年度との差	金額	6,724円		11,895円		13,904円		-4,543円		5,926円		
	率	+5.08%		+8.56%		+9.21%		-2.76%		+3.70%		

※1 一人当たり保険料は各年度の料率試算見込時の比較。

## 【介護納付金分】

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度(案)
特別区賦課割合 (所得割：均等割)		58:42	58:42	58:42	58:42	58:42
品川区賦課割合 (所得割：均等割)		60:40	60:40	60:40	59:41	60:40
保 険 料 率 等	※2 所得割率	2.44%	2.20%	2.36%	2.25%	2.43%
	均等割額 (特別区基準と同じ)	16,600円	16,200円	16,500円	16,600円	17,800円
	賦課限度額	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円
品川区 1人当たり保険料 (減額措置による減額前の値)		41,354円	40,742円	40,799円	40,766円	44,200円
品川区 1人当たり保険料 前年度との差	金額	-1,442円	-612円	57円	-33円	3,434円
	率	-3.37%	-1.48%	+0.14%	-0.08%	+8.42%

※2 所得割率について、令和5年度までは区独自、令和6年度以降は特別区基準を採用。

## 【子ども・子育て支援納付金分】

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	※3 令和8年度(案)
特別区賦課割合 (所得割：均等割)		/				57:43
品川区賦課割合 (所得割：均等割)						60:40
保 険 料 率 等	所得割率					0.27%
	均等割額 (特別区基準と同じ) 上段:1人当たり均等割額 下段:18歳以上追加額					1,800円
	賦課限度額					73円
品川区 1人当たり保険料 (減額措置による減額前の値)						30,000円
品川区 1人当たり保険料 前年度との差	金額					4,647円
	率					-
		-				

※3 令和8年度より制度開始。

参考【品川区調整後基礎賦課額および品川区標準保険料率】

品川区調整後 基礎賦課額	基礎分
	7,148,953,719円

品川区 標準保険料率	標準所得割率 (基礎分)	8.22%
	標準均等割額 (基礎分)	51,226円

品川区調整後 基礎賦課額	後期高齢者支援金等分
	2,674,413,627円

品川区 標準保険料率	標準所得割率 (後期分)	2.99%
	標準均等割額 (後期分)	18,513円

品川区調整後 基礎賦課額	介護納付金分
	1,035,864,024円

品川区 標準保険料率	標準所得割率 (介護分)	2.57%
	標準均等割額 (介護分)	18,781円

品川区調整後 基礎賦課額	子ども・子育て支援 納付金分
	257,954,308円

品川区 標準保険料率	標準所得割率 (子ども分)	0.31%
	標準均等割額 (子ども分)	1,972円

参考【品川区1人当たり保険料推移（基礎＋後期＋介護＋子ども）】 ※40歳～64歳

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	※4 令和8年度(案)
品川区 1人当たり保険料 (減額措置による減額前の値)		180,368円	191,651円	205,612円	201,036円	215,043円
品川区 1人当たり保険料 前年度との差	金額	5,282円	11,283円	13,961円	-4,576円	14,007円
	率	+3.02%	+6.26%	+7.28%	-2.23%	6.97%

※4 令和8年度以降、子ども子育て支援納付金分を追加。

## 参考資料(9) 品川区国民健康保険 主な数値

\*「しながわの国保 令和6年度実績」より

項 目		5年度	6年度	
品川区	世帯(年度末)	236,073 世帯	240,047 世帯	
	人口(年度末)	410,260 人	414,581 人	
被保険者	被保険者数(年度末)			
	世帯	48,976 世帯	48,102 世帯	
	加入率	20.75 %	20.04 %	
	人員	63,295 人	61,340 人	
	加入率	15.43 %	14.80 %	
	【再掲】未就学児	1,270 人	1,135 人	
	人員に対する割合	2.01 %	1.85 %	
	被保険者数(年間平均)			
	世帯	49,579 世帯	48,551 世帯	
	被保険者数	64,581 人	62,336 人	
	外国人(年度末)			
	外国人登録者数	15,961 人	17,278 人	
	被保険者数	4,699 人	5,016 人	
	外国人登録者数に対する加入率	29.44 %	29.03 %	
全被保険者数に対する加入率	7.42 %	8.18 %		
資格取得・喪失	資格取得			
	件数	16,857 件	16,839 件	
	被保険者数	18,978 人	18,917 人	
	喪失			
	件数	19,118 件	18,019 件	
	被保険者数	21,260 人	20,874 人	
保険給付	医療費	25,724,164,127 円	24,880,950,364 円	
	一人当たり医療費	406,417 円	398,095 円	
	高額療養費支給状況			
	金額	2,678,034,330 円	2,643,041,908 円	
	件数	45,572 件	43,499 件	
保険料	収納状況			
	収納率(現年分)	92.41 %	91.45 %	
	収納率(滞納繰越分)	39.86 %	40.88 %	
	減額・免除			
	免除	件数	12 件	26 件
		金額	1,152,794 円	1,940,776 円
	減額	件数	0 件	0 件
		金額	0 円	0 円
	政策減額措置状況(減額の額は5年度は医療分のみ、6年度より医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の合算を掲載)			
	7割減額	世帯数	17,314 世帯	17,405 世帯
		減額の額	534,114,000 円	858,493,901 円
	5割減額	世帯数	5,023 世帯	4,697 世帯
		減額の額	138,195,000 円	206,946,966 円
	2割減額	世帯数	4,064 世帯	3,929 世帯
減額の額		46,620,000 円	71,917,722 円	

## 品川区国保財政健全化計画について

平成29年度に国民健康保険制度改革の一環として策定した品川区国保財政健全化計画について、令和6年度の実績をご報告します。

### 計画の概要

東京都国民健康保険運営方針に基づき、決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入金について、平成30年度から令和11年度までの解消・縮減計画を示したものです。

制度上保険料の対象となる経費を賦課総額の対象とした上で、平成30年度は、そのうち納付金を94%として算定し、以後、6年間の激変緩和措置期間を目途にこの割合を原則年1%ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消する旨を平成29年度特別区長会で申し合わせました。

この間、新型コロナウイルス感染拡大等の影響による保険料の急増を抑制するため、保険料の段階的な引き上げ幅を抑制する独自激変緩和割合を設定し一般財源を投入するなどの対応を行った結果、当初計画通りに進んでいない現状がありましたが、令和6年度は保険料収入の増などの影響により赤字削減額が大幅に増加しました。

### 計画内容

決算補填等を目的とした法定外繰入金について、平成30年度からの6年間は、毎年49,084千円ずつ削減する計画となっていました。令和6年度以降の6年間では、法定外繰入金の削減・解消を加速していくため、収納率の向上および医療費適正化を最重要課題と位置づけ、引き続き以下の取組みを実施していきます。

- ① 収納方法の原則口座振替の推進、多様な支払い方法の実施
- ② 適切な滞納処分の実施
- ③ データヘルス計画に基づき効果的な保健事業を実施  
(生活習慣病改善指導・健診結果説明会・卒煙セミナー・個別受診勧奨など)
- ④ 柔道整復療養費に対する二次点検の実施
- ⑤ ジェネリック医薬品促進のため差額通知の送付および普及啓発

### 令和6年度の実施状況

削減額 1,094,999千円 (5年度削減額: ▲1,114,424千円) (単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
繰越金	921,820	479,365	453,549	348,036
法定外繰入金	300,000	1,070,000	2,255,109	1,179,261
決算補填等を目的とした繰入金(再掲)	96,026	955,116	2,069,540	974,541
赤字削減額 (前年との差)	337,602	▲859,090	▲1,114,424	1,094,999

### 計画額との乖離の原因

- ・令和3年度は、前年度からの繰越額が想定よりも増となり、削減額が増加した。
- ・令和4年度および令和5年度は、決算補填等目的の繰入金の増加に伴い、削減額がマイナスとなった。
- ・令和6年度は、想定よりも保険料収入が増となり、削減額が大幅に増加した。

## 保養施設「こくほの宿」事業終了について

品川区国民健康保険および後期高齢者医療制度被保険者を対象として、長年にわたり実施してきた保養施設「こくほの宿」事業について、利用者数の低迷等を踏まえ、事業を終了いたします。

### 1. 事業の概要

- (1) 事業名称 品川区国民健康保険および後期高齢者医療制度保養施設利用事業  
 (2) 対象者 品川区国民健康保険被保険者、後期高齢者医療制度被保険者  
 (3) 内容 東京近郊の5か所の指定保養施設における割引利用契約  
 (4) 目的 被保険者の健康保持・増進、心身のリフレッシュを支援すること

### 2. 事業終了の時期

令和8年3月31日

### 3. 背景

利用者数はコロナ禍以前の水準に戻っておらず、被保険者に対する利用率も1%未滿と推定されます。利用者が限定的であることから、健康保持・増進という本来の目的に対する効果が十分に発揮されているとはいえません。

以上の状況を鑑み、また国民健康保険財政の健全化が求められる中、利用実績に対して費用対効果が低い事業の見直しを行った結果、本事業を見直しの対象としました。

#### < 令和元年度～6年度利用実績推移 >

施設名	元年	2年	3年	4年	5年	6年
マホロバ・マインズ三浦 (神奈川県)	301	34	51	94	94	138
国民宿舎もちづき荘 (長野県)	17	5	0	0	0	12
スパリゾート・ハワイアンズ (福島県)	不明	不明	不明	不明	不明	不明
伊豆まつぎ荘 (静岡県)	6	13	0	7	19	7
国民宿舎サンライズ九十九里 (千葉県)	不明	不明	不明	不明	不明	不明
①合計	324	52	51	101	113	157
②【参考】被保険者数(人)※	94,346	94,261	92,891	92,130	92,781	93,004
③(①/②)利用割合(%)	0.34	0.06	0.06	0.11	0.12	0.17

※国保被保険者数と後期高齢者被保険者数の合計(年度末時点)

### 4. 周知方法等

毎年4月に国民健康保険加入者宛に発送している「わかりやすい国保」「こんにちは国保です」等の刊行物や、区ホームページ、窓口掲示等を通じて周知します。

年度をまたぐ予約を受ける際は事前連絡を要することとしており、現段階で既に予約済みの利用者はいないことを確認済みです。

品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(第1条から第14条まで省略)</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「令」という。))第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)および後期高齢者支援金等賦課額(同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)、<u>介護納付金賦課被保険者(同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)</u>につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)<u>ならびに世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(同項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)</u>の合算額とする。</p> <p>(基礎賦課総額)</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第19条の2、第19条の4および第19条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額ならびに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費および高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額</p>	<p>(第1条から第14条まで省略)</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「令」という。))第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)および後期高齢者支援金等賦課額(同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)<u>ならびに</u>介護納付金賦課被保険者(同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</p> <p>(基礎賦課総額)</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第19条の2、第19条の4および第19条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額ならびに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費および高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額</p>

改正後	改正前
<p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。）の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、<u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）および子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ 保健事業に要する費用の額</p> <p>カ その他区の国民健康保険事業会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等、<u>介護納付金および子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分ならびに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法第74条の規定による補助金の額</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等、<u>介護納付金および子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）</p>	<p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。）の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）<u>および</u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ 保健事業に要する費用の額</p> <p>カ その他区の国民健康保険事業会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等<u>および</u>介護納付金の納付に要する費用に充てる部分ならびに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法第74条の規定による補助金の額</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等<u>および</u>介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）およ</p>

改正後	改正前
<p>に係るものを除く。) および同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額</p> <p>エ その他区の国民健康保険事業会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等、<u>介護納付金および子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分ならびに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項および第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(第14条の4は省略)</p>	<p>び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額</p> <p>エ その他区の国民健康保険事業会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等<u>および</u>介護納付金の納付に要する費用に充てる部分ならびに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項および第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(第14条の4は省略)</p>
<p>(基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第15条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項または第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定</p>	<p>(基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第15条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項または第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定</p>

改正後	改正前
<p>する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項または第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第15条の4第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>	<p>する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項または第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>
2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額	2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額

改正後	改正前
<p>もしくは山林所得金額または他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合には、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。</p> <p>第15条の2および第15条の3 削除 (基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.51</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>4万7,600円</u></p> <p>2 前項第1号の所得割は、基礎賦課総額の<u>100分の61</u>に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数とし、<u>前項</u>第2号の被保険者均等割は、基礎賦課総額の<u>100分の39</u>に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2カ年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。</p> <p>第15条の5から第15条の7まで 削除 (基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、<u>67万円</u>を超えることができない。</p> <p>(第15条の9から第15条の10まで省略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第15条の11 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条<u>第1項第1号</u>の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p>	<p>もしくは山林所得金額または他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合には、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。</p> <p>第15条の2および第15条の3 削除 (基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.71</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>4万7,300円</u></p> <p>2 前項第1号の所得割は、基礎賦課総額の<u>100分の60</u>に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数とし、<u>同項</u>第2号の被保険者均等割は、基礎賦課総額の<u>100分の40</u>に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2カ年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。</p> <p>第15条の5から第15条の7まで 削除 (基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、<u>66万円</u>を超えることができない。</p> <p>(第15条の9から第15条の10まで省略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第15条の11 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>次条</u>の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p>

改正後	改正前
<p>第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.80</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万7,600円</u></p> <p>2 前項第1号の所得割は、後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の61</u>に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、<u>前項</u>第2号の被保険者均等割は、後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の39</u>に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2カ年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。</p>	<p>第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.69</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万6,800円</u></p> <p>2 前項第1号の所得割は、後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の60</u>に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、<u>同項</u>第2号の被保険者均等割は、後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の40</u>に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2カ年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。</p>
<p>第15条の13から第15条の15まで 削除</p>	<p>第15条の13から第15条の15まで 削除</p>
<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p>
<p>第15条の16 第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額は、26万円を超えることができない。</p>	<p>第15条の16 第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額は、26万円を超えることができない。</p>
<p>(第16条から16条の2まで省略)</p>	<p>(第15条の16から16条の2まで省略)</p>
<p>(介護納付金賦課額の所得割額の算定)</p>	<p>(介護納付金賦課額の所得割額の算定)</p>
<p>第16条の3 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条<u>第1項第1号</u>の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>	<p>第16条の3 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>次条</u>の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>
<p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p>	<p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p>
<p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>	<p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 所得割 <u>100分の2.43</u></p>	<p>(1) 所得割 <u>100分の2.25</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) 被保険者均等割 被保険者 1 人につき <u>1 万7,800円</u></p> <p>2 前項第 1 号の所得割は、介護納付金賦課総額の<u>100分の60</u>に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の 7 第 4 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、<u>前項</u>第 2 号の被保険者均等割は、介護納付金賦課総額の<u>100分の40</u>に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の 2 カ年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。</p> <p>（介護納付金賦課限度額）</p> <p>第16条の 5 第16条の 2 の<u>介護納付金</u>賦課額は、17万円を超えることができない。</p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課総額)</u></p> <p><u>第 16 条の 6 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第 19 条の 2 および第 19 条の 4 から第 19 条の 6 までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</u></p> <p><u>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p> <p><u>ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額</u></p> <p><u>イ 第 19 条の 6 に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額</u></p> <p><u>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p> <p><u>ア 法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）および同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</u></p>	<p>(2) 被保険者均等割 被保険者 1 人につき <u>1 万6,600円</u></p> <p>2 前項第 1 号の所得割は、介護納付金賦課総額の<u>100分の59</u>に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の 7 第 4 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、<u>同項</u>第 2 号の被保険者均等割は、介護納付金賦課総額の<u>100分の41</u>に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の 2 カ年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。</p> <p>（介護納付金賦課限度額）</p> <p>第16条の 5 第16条の 2 の<u>賦課額</u>は、17万円を超えることができない。</p> <p>新設</p>

改正後	改正前
<p><u>イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項および第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</u></p> <p><u>（子ども・子育て支援納付金賦課額）</u></p>	
<p><u>第16条の7 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額および被保険者均等割額の合算額の総額に、18歳以上被保険者（令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。</u></p> <p><u>（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）</u></p>	新設
<p><u>第16条の8 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p><u>（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）</u></p>	新設
<p><u>第16条の9 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 所得割 100分の0.27</u></p> <p><u>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1,800円</u></p> <p><u>(3) 18歳以上被保険者均等割 被保険者1人につき73円</u></p>	
<p><u>2 前項第1号の所得割は、子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第16条の6第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の60に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に見込額（令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、前項第2号の被保険者均等割は、子ども・子育て支援納付金賦課総額の保険料率の算定に係る額の100分の</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>40 に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2カ年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とし、同項第3号の18歳以上被保険者均等割は、第16条の6第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を当該年度の前年度およびその直前の2カ年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)</u></p> <p><u>第16条の10 第16条の7の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えない。</u></p> <p>(第17条から第18条の3まで省略)</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅または被保険者数の異動等があつた場合)</p> <p>第19条 保険料の賦課期日後に、納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加し、もしくは減少した場合、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、もしくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合または一世帯に属する被保険者が令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の10、<u>第16条の2</u> <u>もしくは第16条の7</u>の額または次条各号、第19条の4各号、<u>第19条の5第1項各号</u> <u>もしくは第19条の6</u>に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、もしくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、もしくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日または一世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月</p>	<p>新設</p> <p>(第17条から第18条の3まで省略)</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅または被保険者数の異動等があつた場合)</p> <p>第19条 保険料の賦課期日後に、納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加し、もしくは減少した場合、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、もしくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合または一世帯に属する被保険者が令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の10 <u>もしくは</u> <u>第16条の2</u>の額または次条各号、第19条の4各号 <u>もしくは</u> <u>第19条の5第1項各号</u>に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、もしくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、もしくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日または一世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。</p>

改正後	改正前
<p>割をもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の10、<u>第16条の2</u> <u>もしくは第16条の7</u>の額または次条各号、第19条の4各号、<u>第19条の5第1項各号</u> <u>もしくは第19条の6</u>に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4の基礎賦課額からそれぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>67万円</u>を超える場合には、<u>67万円</u>）、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額からそれぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、<u>第16条の2の介護納付金賦課額からそれぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）</u> <u>ならびに第16条の7の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号のエおよびオに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）</u>の合算額とする。</p> <p>（1）世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（法第6条第8号の規定により被保険者資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項または第4項の規定の例</p>	<p>2 保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の10 <u>もしくは第16条の2</u>の額または次条各号、第19条の4各号 <u>もしくは第19条の5第1項各号</u>に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4の基礎賦課額からそれぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額からそれぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円） <u>および</u>第16条の2の介護納付金賦課額からそれぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>（1）世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（法第6条第8号の規定により被保険者資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項または第4項の規定の例</p>

改正後	改正前
<p>によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項または第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主ならびに当該世帯主の世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（次号および第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数および公的年金等に係</p>	<p>によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項または第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主ならびに当該世帯主の世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（次号および第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数および公的年金等に係</p>

改正後	改正前
<p>る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号から第3号までにおいて「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>3万3,320円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>1万2,320円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>1万2,460円</u></p> <p><u>エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき1,260円</u></p> <p><u>オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人につき52円</u></p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、<u>31万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数</p>	<p>る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号から第3号までにおいて「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>3万3,110円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>1万1,760円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>1万1,620円</u></p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、<u>30万5,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者</p>

改正後	改正前
<p>および特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>2万3,800円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>8,800円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>8,900円</u></p> <p><u>エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき900円</u></p> <p><u>オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人につき37円</u></p>	<p>の数および特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>2万3,650円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>8,400円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>8,300円</u></p>
<p>(3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加えた金額）に、<u>57万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数および特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>9,520円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>3,520円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>3,560円</u></p>	<p>(3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加えた金額）に、<u>56万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数および特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>9,460円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>3,360円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>3,320円</u></p>

改正後	改正前
<p><u>エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき360円</u></p> <p><u>オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人につき15円</u></p> <p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第19条の3 世帯主または当該世帯に属する被保険者もしくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第15条第1項、<u>第15条の11、第16条の3、第16条の8、前条および第19条の5</u>の規定の適用については、第15条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。)」と、「所得の金額(同法)とあるのは「所得の金額(地方税法)と、前条第1号中「総所得金額(同法)とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、地方税法)とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,140円</u></p>	<p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第19条の3 世帯主または当該世帯に属する被保険者もしくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第15条第1項<u>および前条</u>の規定の適用については、第15条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。)」と、「所得の金額(同法)とあるのは「所得の金額(地方税法)と、前条第1号中「総所得金額(同法)とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、地方税法)とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,095円</u></p>

改正後	改正前
イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万1,900円</u>	イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万1,825円</u>
ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万9,040円</u>	ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万8,920円</u>
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>2万3,800円</u>	エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>2万3,650円</u>
(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額	(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,640円</u>	ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,520円</u>
イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>4,400円</u>	イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>4,200円</u>
ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>7,040円</u>	ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>6,720円</u>
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>8,800円</u>	エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>8,400円</u>
(3) <u>子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u>	新設
ア <u>第19条の2第1号エに規定する金額を減額した世帯 270円</u>	
イ <u>第19条の2第2号エに規定する金額を減額した世帯 450円</u>	
ウ <u>第19条の2第3号エに規定する金額を減額した世帯 720円</u>	
エ <u>アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 900円</u>	
(出産被保険者の保険料の減額)	(出産被保険者の保険料の減額)
第19条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（ <u>令第29条の7第6項</u> 第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額 <u>ならびに</u> 被保険者均等割額 <u>および18歳以上被保険者均等割額</u> （第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額 <u>および18歳以上被保険者均等割額</u> ）は、当該所得割額 <u>ならびに</u> 被保険者均等割額 <u>および18歳以上被保険者均等割額</u> から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第15条の8、第15条の16、 <u>第16条の5および第16条の10</u> に定める額を超える場合には、当該額）とする。	第19条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（ <u>法施行令第29条の7第5項</u> 第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額 <u>および</u> 被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額 <u>および</u> 被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第15条の8、第15条の16 <u>および</u> 第16条の5に定める額を超える場合には、当該額）とする。
(1) 基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額	(1) 基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額

改正後	改正前
<p>の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の3各号で定める場合にあつては、出産の日。第24条の5第1項および第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) 介護納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この号において同じ。）に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の介護納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の介護納付金賦課額の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1</p>	<p>の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の2各号で定める場合にあつては、出産の日。第24条の5第1項および第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) 介護納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この号において同じ。）に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の介護納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の介護納付金賦課額の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1</p>

改正後	改正前
<p>を乗じて得た額に、当該出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p><u>(7)子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(8)子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額および18歳以上被保険者均等割額 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額および18歳以上被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額および18歳以上被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>2 前項各号に定めるところにより算定した額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p><u>(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)</u></p> <p><u>第19条の6 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第16条の9第1項第2号の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第19条の2各号、第19条の4第3号および前条第1項第8号に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額）から当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。</u></p>	<p>を乗じて得た額に、当該出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>2 前項各号に定めるところにより算定した額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>新設</p>

改正後	改正前
<p>(第20条から第29条まで省略) (附則第1条から第10条まで省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の第14条の2、第14条の3、第15条の4、第15条の8、第15条の12、第16条の4、第16条の6から第16条の10までおよび第19条から第19条の6までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(第20条から第29条まで省略) (附則第1条から第10条まで省略)</p>